

令和7年度 姫路駅北にぎわい交流広場あり方検討業務委託要求水準書

第1章 総則

1. 目的

姫路駅北にぎわい交流広場（以下「駅前広場」という）は、現状課題として、整備から10年以上が経過し、施設の老朽化が進んでおり、また時代の経過により、各世代で駅前広場に求められるニーズ、役割も変化している。この変化に対応しながら、本市の玄関口として、これまで以上のにぎわいや高質な空間を創出するとともにハードとして持続可能な駅前広場を目指すため、本業務では、駅前広場の日常的な利用者を対象としたアンケート調査や駅前広場に関わる民間事業者を対象としたワークショップの開催等を通じて、施設の老朽化対策だけでなく、施設が抱える潜在的な課題やニーズの洗い出しを行ったうえで、まちなかの核となる駅前広場の10年先を見据えた今後のあり方を官民一体となって検討し、市内外から“選ばれるまち”を目指すもの。

2. 業務名称

令和7年度 姫路駅北にぎわい交流広場あり方検討業務（以下「本業務」という。）

3. 委託期間

委託契約日から令和8年3月31日（火）まで

4. 発注者

姫路市

5. 検討対象箇所

姫路駅北にぎわい交流広場及びその周辺※詳細別紙1参照のこと

6. 業務管理

- (1) 受託者は、本業務一式を統括する業務担当責任者を選任し、その氏名を委託業務着手届の提出により発注者に通知すること。
- (2) 受託者は、業務全項目について、詳細な業務計画を立て、それを工程表として、前号の委託業務着手届の提出に合わせて発注者に提出し、発注者の承諾を得るものとする。
- (3) 受託者は、関係する官公署との協議を必要とし、又は関係する官公署から協議を求められた場合は、誠意をもってこれにあたり、また、その内容を遅滞なく発注者に報告するものとする。

- (4) 本業務に必要となる資料の収集又は調査等は原則として受託者が行うこととするが、発注者が現在所有しているものについては、発注者から受託者に貸与するものとする。この場合においては、受託者は、貸与を受けた資料に関するリストを作成の上、発注者に提出するものとし、業務完了後、貸与された資料の全てを速やかに発注者へ返却すること。

7. 業務内容

- (1) 関連する既行政計画等の把握、整理

駅前広場に関連する各種個別の行政計画（姫路市総合計画「ふるさと・ひめじ2030」（令和3年3月策定）、「姫路市中心市街地活性化基本計画」（令和7年3月策定）、「姫路市都市計画マスタープラン」（平成27年3月策定）、「姫路市ウォークアブル推進計画」（令和3年3月策定）等）との関連性を把握、整理を行うこと。

- (2) 駅前広場利用者等を対象としたデジタル媒体でのアンケート調査の実施

定量調査として、次のアンケートを実施、とりまとめを行うこと。

ア 駅前広場利用者向けアンケート

駅前広場利用者の高校生以上から子育て世代を中心とする40代までを対象として、駅前広場に求めるもの等に関するアンケート調査を実施すること。アンケート項目については、発注者と協議のうえ決定するが、項目数は15問程度、500名以上から収集するものとし、各世代間におけるサンプル数の隔たりがないよう留意すること。

イ 駅前広場使用者向けアンケート

発注者が別途実施している、駅前広場を姫路駅北にぎわい交流広場条例に基づく許可を受けて使用する使用者を対象とした「姫路駅北にぎわい交流広場 イベント主催者・関係者アンケート調査」を別途実施している。その結果を貸与するので、整理、とりまとめを行うこと。

- (3) アンケート調査結果に基づく分析及び分析結果を踏まえた今後の方向性の提案

ア 上記アンケート調査終了後、結果報告書を作成し、発注者に提出すること。報告書には性別、年齢、居住地等の属性毎の分析結果を記載すること。

イ (1)、(2)を基礎データとして今後の駅前広場のあり方に繋がる構成要素を多角的に分析し、駅前広場の現状課題を抽出、整理のうえ分析結果を踏まえた本市の駅前広場の今後の方向性について複数提案すること。

- (4) 民間事業者を対象としたヒアリングの実施

駅前広場の活性化に繋げるためのポテンシャル、利活用イメージやアイデア、活用に対する課題等に加え、市場性（ニーズ）を把握・整理するため、民間事業者へのヒアリングを実施すること。

ア 駅前広場に関係する民間事業者へのヒアリング調査の実施

民間事業者が駅前広場に抱えているイメージやアイデアを把握するため、民間事業者へのヒアリング調査を実施すること。ヒアリング対象事業者や調査方法等については、発注者と協議の上、決定する。なお、ヒアリングを行う民間事業者は、駅前広場周辺の商業施設、関係者等10者程度を想定している。

イ ヒアリング調査結果の整理

上記アで実施した調査結果に基づき、課題等を整理するとともに、駅前広場の活性化に繋げるための要点を整理すること。

(5) 民間事業者参加によるワークショップの企画、開催

ア 「駅前広場の今後のあり方」をテーマに民間事業者等を対象としたワークショップを企画、開催し、意見集約を図ること。なお、ワークショップの対象者や内容等については、発注者と協議の上、決定するものとし、開催回数は最低3回とする。なおワークショップ参加事業者は、上記(4)でヒアリングの対象となった事業者を想定している。

ワークショップ開催場所については、発注者側で準備する。

イ 2回目のワークショップ開催前には、参加者配布用資料として事前に(1)から(4)の資料とりまとめを行うこと。

ウ ワorkshop開催結果の整理、報告書作成

実施したワークショップの議事録作成、出た意見の整理、とりまとめ等をワークショップ開催の度に報告書として発注者に提出すること。

エ 令和8年度以降の取組方針の検討、提案

上記までの検討・整理に基づき、令和8年度以降に社会実験として実現できる、有効性のある施策を複数パターン検討、提案すること。

(6) 業務の全体設計及び進捗管理

本業務の全体設計及び進捗管理を行うこと。また、発注者と十分な連携を図るため、月一回程度（最低6回、1回当たり90分程度）の定例会議を実施し、業務の進捗管理や成果物の提出等について、相談、報告すること。なお、オンライン対応については、本市と協議の上決定する。

9. 成果物

(1) 受託者は、本業務の完了に際し、次に掲げる成果物を市（産業振興課）に提出すること。なお、令和8年3月31日を提出期日とする。

ア 業務報告書（A4版、A3折りたたみ可）1部

- ①関連する既行政計画等を整理した報告書
- ②アンケート調査結果報告書
- ③分析結果を踏まえた今後の方向性に係る提案報告書
- ④民間事業者ヒアリング実施報告書

⑤ワークショップ等に係る報告書

イ 上記報告書作成の過程で収集した資料

(調査の過程で収集した資料等) (A4版、A3折りたたみ可) 1部

ウ 上記電子データ (DVD-R等の電子媒体) 一式

10. その他

- (1) 受託者は、本業務の遂行上知り得た情報、秘密について、他に漏らしてはならないことはもちろんのこと、本業務の目的以外に使用してはならない。また、契約終了後も同様とする。
- (2) 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報を取り扱う場合は、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。なお、事務処理をするための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」の個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。
- (3) 受託者は、業務遂行にあたり、発注者並びに第三者に損害を与えた場合は、直ちにその状況及び内容について報告し、発注者の指示に従うものとする。また、賠償等に必要なる負担は受託者が負うものとする。
- (4) 受託者は、関係法規、規則等諸法令を遵守すること。
- (5) 受託者は、本市の地域特性を十分理解し、業務を遂行すること。
- (6) 諸般の事情により、市が必要と認めるときは、協議の上、契約の内容を変更することがある。この場合において、業務委託料を変更する必要があるときは、別途協議により定めることとする。